

鳴門市いじめ防止基本方針 (改定版)

平成30年2月 鳴門市教育委員会

はじめに

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、その対策は、全ての児童生徒の健全な成長を図り、安心して生活を送ることができるよう行うべきものです。

いじめは「人として決して許されない行為」であり、「どの子どもにも、 どの学校でも起こり得るもの」との認識の下、学校・教育委員会・家庭・地域・ 関係機関等が一丸となって、いじめ防止等の対策を進めてまいりました。

市いじめ防止基本方針を策定し3年が経過した今、改めて問い直すべき ことは、いじめに対する認識のズレを解消すること、いじめについての情報 を共有化し、組織的な対応を徹底すること、子どもたちへの理解力を高め、 楽しく通える学校づくりをすることなど、法の趣旨及び法に基づく対応を PTAや地域・関係機関に周知し、実効的な取組を実施することで、重大事 態に至らないよう、初期からの適切な対応をいかに行うかであります。

そこで、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月 改定)の内容を踏まえ、「市いじめ防止基本方針」を改定することとしまし た。この基本方針の下、社会全体で子どもたちを守り切るとの強い決意を込 めて策定いたしました。

平成30年2月

鳴門市教育委員会 教育長 安田 修

目 次

1	먰	專門	市り) ل	め	防.	止	基	本	方	針	策	定	の	目	的		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2	V	いじ	めの	つ定	義		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•		•		•]
3	V	いじ	めの	り防	ĵĿ	等	のぇ	対	策	に	関	す	る	基	本	理	念		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		2
4	V	いじ	めほ	方止	:等	に	関	す	る	基	本	的	な	考	え	方		•	•		•	•			•	•	•	•	•								3
			じと					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
			じと				発	見		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
			じと																			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
			域々																			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
			係核																																		6
((3)	学	校訂	平佃	jの	留:	意	点	`	教	員	評	価	の	留	意	点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
5	V	1	めほ	方 i h	等	\mathcal{O}	たし	め	に	鳴	門	市	が	実	施	す	ろ	施	策																		7
(:			鳴門													-	_		. ,																•		7
	2)		鳴門							_				_					活	用		•	•		•	•		•	•		•	•			•		7
	3)	教	有多	ĘĘ	会	内	の	Γι	鳴	門	市	V	ľ	め	問	題	- 等	対	策	委	員	会	ı	0	設	置		•	•	•	•	•			•		8
·	ĺ				•											_	•						_														
6	V	いじ	\$50	り防	扯	等	の	た	め	に	学	校	が	実	施	す	る	施	策		•	•	•		•	•	•		•		•	•		•	•		Ć
(]	1)	学	校レ	٦٢	め	防.	止	基	本	方	針	0	策	定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		Ć
(2	2)	学	校に	こお	おけ	る	V	じ	め	0)	防	止	等	0)	対	策	0	た	め	の	組	織	0	設	置		•	•	•	•	•	•	•	•		1	(
;)	3)	学	校に	こお	け	る	<i>(</i>)	じ	め	0)	防	止		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	2
(4	4)	学	校に	こお	おけ	る	V	じ	め	0)	早	期	発	見		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	4
(!	5)	学	校に	こお	け	る	<i>(</i>)	じ	め	に	対	す	る	措	置		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	5
((3)	地	域々	学家	庭	と	の)	連	携		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	Ć
7	V	いじ	めの	つ防	扯	等	の	た	め	に	家	庭	Þ	地	域	で	·の	取	組		•	•			•	•	•	•	•		•					2	(
(]	1)	家	庭	TO.	取	組		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	(
(2	2)	地	域~	ごの	取	組		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	1
8	亘	飮大	事態	と記	、 の	対	処			•		•	•			•		•	•		•	•			•	•			•							2]
(]	1)	重	大專	熊	$\frac{1}{2}$	意	味	に、	0	<i>(</i>)	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	2
(2	2)	学	校の	つ設	置	者	(1	鳥	門	市	教	育	委	員	会)	又	は	学	校	に	ょ	る	調	査		•	•	•	•	•	•	•	•		2	3
		1	重	大	事態	島の)発	全	Ξ	: 訓	問了	Ĭ.	•				•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	•
		2	調	查	の糸	吉果	₹0)捞	昆供	ţ,J	をて	ド幸	设台	片	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	-
(;	3)	調	查(D結	果	報	告	を	受	け	た	市	長	に	ょ	る	再	調	査	及	び	措	置		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	7
		1	再	調	查	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	2	7
		2	再	調	査の	り糸	非	しを	2路	y j	E ネ	27	き打	昔置	量等	宇	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	8
9	Z	この	他の) ()	意	事	項		•		•			•	•			•		•	•	•	•					•			•					2	8

1 鳴門市いじめ防止基本方針策定の目的

「鳴門市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」という。)は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の施行を受けて、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して、鳴門市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。なお、「市基本方針」における「学校」については鳴門市内の小学校、中学校とする。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」

(定義)

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的 又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条 に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援 学校(幼稚部を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、 未成年後見人)をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、い じめられた児童生徒の立場に立つ必要がある。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、特定の時間や場所のみに観察を行うのではなく、あらゆる機会にあらゆる場所において観察することも重要である。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、 塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など当該児 童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理やらされることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を

問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要であるとともに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② いじめを生まない土壌をつくるため、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、市内全ての保・幼・小・中の連携の下に実践的な研究を深め、人権教育の充実・発展を図る取組を進める。
- ③ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員 研修の充実を図り、教職員の資質能力の向上を図る。

- ④ いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立し 実践に当たる。
- ⑤ 鳴門教育大学の専門的な知見を活用し、児童生徒の対人関係能力の向上や自己有 用感及び他者を思いやる心等の育成を目的とした「予防教育」等に取り組む。
- ⑥ いじめの根絶に向けた子どもたちの主体的な取組を促進する。
- ① 情報化社会の発展により、スマートフォン、携帯電話やインターネットの普及が 急速に進む中で、スマートフォン、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や 危険性について理解させる「携帯電話安全教室」を実施したり、啓発パンフレット 等を配布したりする。また、児童生徒の情報モラル教育の充実を図るなど、インタ ーネットを通じて行われるいじめに対処する取組を進める。あわせて、保護者に対 しても、いじめの温床の中にはインターネット上のいじめもあることについての広 報や啓発に取り組む。
- ⑧ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめ に関する相談体制等についての広報や啓発に取り組む。
- ⑨ 授業のあり方を見直し、グループ学習等を通して、伝え合いの場面を積極的に設け、コミュニケーション能力や人間関係が育つ授業の工夫・改善を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、 児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは 大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われた りするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな 兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを 持ち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが 必要である。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

- ① 教職員が児童生徒の悩みや心配事を受け取るには、全人格的な接し方を心がけ、 日頃から児童生徒と深い信頼関係を築くように努める。
- ② いじめの疑いがある情報を教職員が把握した場合の手順など、組織的に情報を集 約化するための基本的なルールを策定する。
- ③ 児童生徒の生活実態のきめ細かな把握に努めるとともに、いじめを見つけるため の積極的な取組を行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラー や養護教諭など学校内の相談機能の充実に努める。

- ④ 児童生徒の日常の観察はもちろんであるが、時間的・場所的環境にも配慮し観察を 行う。
- ⑤ 教育委員会が行っているアンケート調査の他、学校独自のアンケート調査の実施、また、児童生徒と面談等を適宜行い、学校としてのいじめの実態把握・早期発見のための取組を実施する。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能にするような体制整備が必要である。

- ① 校内委員会を設置し、いじめが生じた際には、学級担任・部活動の顧問等特定の 教員が抱え込むことなく、学校全体で対応することが重要である。学校内において は、校長のリーダーシップの下、教職員間の綿密な情報交換や共通理解を図り、一 致協力して対応する体制で臨む。
- ② 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人等からの情報収集を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。なお、把握した児童生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意する。
- ③ いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図り、保護者からの訴えを受けた場合には、まずは傾聴し、その上で、関係者全員で取り組む。
- ④ 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得られるように努める。実際にいじめが生じた際には、個人情報の取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽することが決してないようにする。

(4)地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の自治振興会、子どもたちと関わる各種団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度等を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする ため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

【具体的な取組例】

- ① PTAとの共催により、PTA総会時や参観授業等の機会に、いじめの問題に関する研修会等を開催する。
- ② 「学校評議員会」開催時に学校のいじめの問題に対する取組姿勢を説明し、地域への啓発等に協力を依頼する。
- ③ 学校における人権集会や人権問題意見発表会、鳴門市人権教育研究大会に地域住民や保護者に参加を呼びかけ、地域や家庭の人権意識の高揚を図る。
- ④ 「学校いじめ防止基本方針」などについて、学校だよりや学校ウェブサイト等で紹介することを通していじめの問題の重要性の認識を深めるとともに、家庭との連携を密にする。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、都道府県私立学校主管部局等を想定)との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

- ① 校区内の青少年補導員連絡協議会や家庭児童相談員、警察署、交番、駐在所、公 民館との連絡体制の構築や情報交換を定期的に行う。
- ② 警察と情報共有体制を構築し、緊密な連携の下、児童生徒のいじめの問題等、問題行動への対応を図る。
- ③ 徳島県教育委員会が実施している高度で専門的な知識を有する医師、社会福祉士、

臨床心理士、大学教授等で構成される「学校問題解決支援チーム(スクールプロフェッサー)」の派遣事業を活用する。

④ 鳴門教育大学と連携を図り、いじめ防止支援機構や生徒指導支援センター等を活用する。

(6) 学校評価の留意点、教員評価の留意点

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。したがって市教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。その際、市教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

5 いじめ防止等のために鳴門市が実施する施策

(1) 「鳴門市いじめ防止基本方針」の策定

本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本 市の実情に応じ、「鳴門市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」という。)を 定める。

(2) 「鳴門市青少年センター運営協議会」の活用

法第14条第1項では、条例の定めるところにより、いじめ問題対策連絡協議会を設置できる旨が定められているが、文部科学省によると、法律に先行して関係機関間の連携のための会議を開催してきた地域については、必ずしも条例を根拠としなくても、法律の趣旨と同様の会議を開催することは可能であり、会議の名称も必ずしも「いじめ問題対策連絡協議会」とする必要はないとされており、構成員についても、地域の実情に応じ決定することとされている。

本市では、「鳴門市青少年センター運営協議会」において、法律に先行して、青少年育成関係機関、その他の団体との相互の協力のもとに、いじめの問題への対策をはじめとする課題について解決を図り、心身ともに健全な青少年を育成することを目的とし、連携しながら対策を行っている。

このようなことから、本市においては「鳴門市青少年センター運営協議会」を活用する。

(3)教育委員会内の「鳴門市いじめ問題等対策委員会」の設置

本市のいじめの問題への対策の中核として、鳴門市教育委員会に「鳴門市いじめ問題等対策委員会」を設置する。当該委員会は、法第14条第3項の規定に基づく附属機関として、いじめの防止等の対策を実効的に行うものとする。

また、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を教育委員会が行う必要が 生じた場合に調査を行う。なお、法第28条第1項に規定する当該委員会の委員は、 いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をもって構 成し、公平性・中立性を確保する。

「いじめ防止対策推進法」

(いじめ問題対策連絡協議会)

- 第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方 法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会 を置くことができる。
- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

※ 重大事態とは

「いじめ防止対策推進法」

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以

下「重大事態」という。) に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止 に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設 け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確に するための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大 事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

6 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その 学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的 な方針を定めるものとする。

学校においては、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を学校いじめ防止基本方針として策定し、体系的・計画的に、いじめの防止・早期発見等に取り組む。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個別面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

「いじめ防止対策推進法」

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

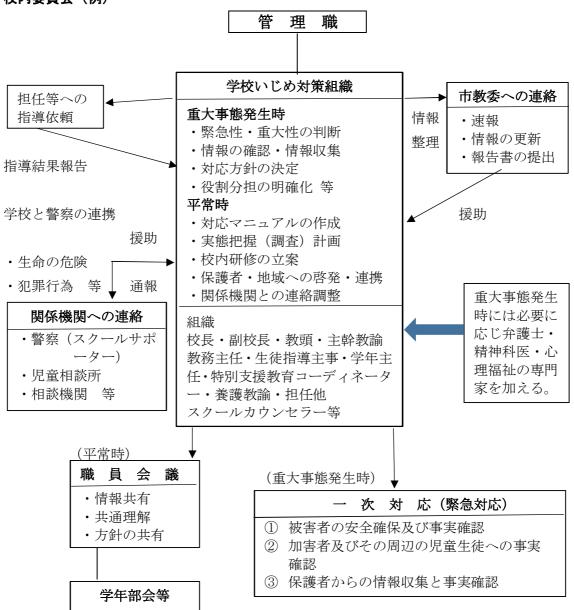
第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される、いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条は学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものであるが、これは、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能になること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめ問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム等)の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・ 検証・修正の中核としての役割。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、 共有を行う役割。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

校内委員会 (例)



二次・	二次・三次対応(短期・長期の対応)								
被害者への支援	担任・関係教員・養護教諭・スクールカウンセラー等								
加害者への指導	担任・関係教員・生徒指導担当・スクールカウンセラー等								
児童生徒への指導	生徒指導担当・学年主任・各担任								
被害者の保護者への対応	管理職・担任・学年主任・関係教員								
加害者の保護者への対応	管理職・担任・学年主任・関係教員								
関係機関・市教委との連携	管理職								
マスコミへの対応	管理職								

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は、組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、当該組織は、各学校の「学校いじめ防止基本方針」の見直しや、各学校で定められたいじめの問題への取組が計画通り進んでいるかのチェックやいじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について、検証を担う役割が期待される。

各学校においては、生徒指導上の課題に関して、組織的に対応するために「生徒指導委員会」等の名称で組織を置いている例もあるが、このような既存の組織を活用し、いじめの防止等の措置を実効的に行うことも有効であると考えられる。

(3) 学校におけるいじめの防止

いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるものである。 このような誰もが巻き込まれるいじめについては、一部の児童生徒を想定した取組よりも全員を対象とした取組が必要である。児童生徒が自己存在感や充実感が感じられる授業づくりや集団づくりが未然防止につながる。

全ての児童生徒が加害者にならなければ被害者もいなくなると考えると、人間関係のトラブルを回避し、プレッシャーをはねのけられる児童生徒に育つことが大切であるとともに、主体的に取り組む共同的な活動を通じて、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童生徒全員が感じ取れることができれば、いじめに向かう児童生徒は減少する。

そのためにも、全ての児童生徒を対象に日々の授業や学校生活の中で、児童生徒が「学校に来るのが楽しい」と感じられるような「魅力ある学校づくり」を進めることが大切である。

【具体的な取組例】

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内 研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員による共通理解を図る。

また、児童生徒に対しても、全校集会や学級活動(ホームルーム活動)などで校 長をはじめ教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として 絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。その際、いじめの未然 防止のための授業(「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等)を、学 校いじめ対策組織の構成員である教職員が実施するなど、学校いじめ対策組織の存在及び活動が児童生徒に容易に認識される取組を行うことが有効である。

- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、児童生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③ 指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例(裁判例等)を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。
- ④ いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを 踏まえ、一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業づくりや、一人ひとりが活躍で きる場を設定できるよう工夫する。また、ストレスを感じた場合でも、それを他者 にぶつけるのではなく、運動・スポーツや趣味などで発散したり、誰かに相談した りするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑤ 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、「他の人と関わることは楽しい」「役に立てたらうれしい」と感じ取ることができる場や機会を意図的につくることや、児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を高められるように努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑥ 教職員の不適切な認識や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ⑦ 児童会や生徒会が中心となり、児童生徒自らがいじめの問題について学び、そう した問題を児童生徒が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ⑧ インターネットやスマートフォン、携帯電話を利用したいじめへの対処として、 児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を充実する。
- ⑨ いじめや不登校問題等の未然防止のために、中学校に入学する児童に関する丁寧な引き継ぎを行い、不安感を取り除くため、様々な機会を捉えた小中の連携を推進し、円滑な接続を図る。
- ⑩ 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や

個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

- ① 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの 外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱 える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、 教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、 学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ② 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ③ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している 児童生徒(以下「被災児童生徒」という。)については、被災児童生徒が受けた心 身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童 生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対 するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ④ 上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) 学校におけるいじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確な関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒個々の 小さな変化や学級の状況を捉えるために、教職員の高い意識が重要である。様々な場 面、視点で日常的な観察を行うとともに、他の教職員や保護者、地域等からの情報を 収集し、分析する必要がある。

また、教員と児童生徒との間で交わされる日記等の活用や、定期的に実施する児童 生徒を対象としたアンケート調査や個人懇談、教育相談等も有効な手段である。更に は、保護者との連携を密にし、家庭で気になる様子を把握すること、地域住民から登 下校時や放課後の様子の情報を寄せてもらえるような体制を構築することも重要で ある。

【具体的な取組例】

① 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな

変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

- ② 年度当初に計画を立てた定期的なアンケート調査や教育相談の実施等によりいじめの実態把握に努めるとともに、それらの結果の検証や組織的な対処方法について定めておく必要がある。また、校内に意見箱を設置したり、日記等を活用したりすることにより、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ③ アンケート調査や個人面談において、児童生徒自らSOSを発信すること及びい じめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要す るものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は児童 生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ④ 休み時間や昼休みの校内巡視や放課後の校区内巡視等において、児童生徒が生活 する場にかわったことがないかを確認する。
- ⑤ 児童生徒、保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する とともに、相談窓口や相談室等の利用について広く周知する。
- ※ アンケート調査結果の原票については、児童生徒が当該校に在籍している間は保 管するのが望ましい。

【教職員による日頃の観察】

場面:登下校時、授業中、休み時間、業間休み、清掃時間、給食時間、部活動中、 学校行事 等

視点: 顔色、表情、学習態度、言葉遣い、行動、視線、声をかけたときの反応、友 人関係の変化、一人でいることが多くないか、机の上の落書き、身の回りの 持ち物、服装の汚れ、下駄箱 等

情報収集の手段:教育相談の記録、欠席、遅刻、早退の状況、休み時間等活動の中での観察、他の教職員との情報共有、養護教諭やスクールカウンセラーとの連携、保護者や地域からの情報等

(5) 学校におけるいじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- 1 学校を挙げた対応
 - ① いじめの問題については、その件数が多いか、少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることが

できたかが重要となるものであり、いじめの発生等について、きめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。

- ② 各学校において、校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や 責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により、共通理解を図りつつ、全教職員が一致協力して、指導に取り組む実効性のある体制を確立する。
- ③ 校長、副校長、教頭、生徒指導担当教員等はいじめの訴え等に基づき、学級担任等の対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。
- ④ いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。なお、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。
- ⑤ 学校や学校の設置者が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑥ いじめは、単に謝罪を持って容易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - O いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校のいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童 生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害 児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面 談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを作成し、確実に実行する。

⑦ 各学校において、いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など、実践的な内容を持った校内研修を積極的に実施する。

2 いじめられた児童生徒とその保護者への支援

- ① いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている 児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 児童生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。
- ③ 事実関係を確認後、家庭訪問等により、確認した内容を保護者に迅速に伝える。 その際、いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守 ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、事態の状況に応じて、複数の 教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安 全を確保する。
 - ※ 電話では済ませない。直接顔を合わせて伝える。家庭訪問等は複数の教職員で 行う。
- ④ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人・教職員・家族・地域の人)と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑤ いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑥ 状況に応じて、スクールカウンセラー、心理や福祉等の外部の専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ被害児童生徒の心的外傷後ストレス障がい(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- ⑦ いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必

要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により、判明した情報を適切に提供する。

- 3 いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言
 - ① いじめた児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー、心理や福祉等の外部の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止に努める。
 - ② いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻かつ個別に聞き取りを行う。
 - ③ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ④ いじめた児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為を自覚させる。
 - ⑤ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に配慮して以後の対応を行う。
 - ⑥ 心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認められるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒(※1)を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情にまかせて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- ※1 ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学(公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、停学(義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学級当番の割り当て、文書指導などがある。

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」

(通知): 文部科学省より抜粋

- 4 全ての児童生徒への指導
 - ① どのような行為がいじめにあたるのかということを、児童生徒に正しく認識させる。
 - ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの児童生徒に

徹底させ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識を持たせる。さらに、いじめの中には犯罪行為として取り扱われるものもあるという認識も児童生徒に持たせる。

- ③ いじめられている児童生徒やいじめを告げたことによって、いじめられるおそれがあると考えている児童生徒を徹底して守り通すことを教職員が言葉や態度で示す。特に、いじめられている場合にはそのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教職員、家族などに、必ず相談すること(自分を傷つけたり死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと)を伝える。
- ④ 学校の教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、道徳教育、心の教育を通し、指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験活動等の体験活動をはじめ、人間関係や生活体験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ⑤ 学級活動や児童会、生徒会活動などの場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向け、主体的に取り組む活動の機会を設ける。
- 5 インターネット上のいじめへの対応
 - ① インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、 直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合、プロバ イダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。また、必要に応じて 法務局又は、地方法務局の協力を求める。
 - ② 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ③ パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯 電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見 しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、これらの使用法に ついては、児童生徒の方が詳しいこともあることから、保護者に対しても、機会を 捉え、仕組み等についての広報・啓発を図る。
 - ④ 携帯電話やスマートフォン等の利用について、児童生徒が自らルールづくりができるように取組を推進する。

(6)地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

また、いじめの未然防止のために、いじめの起こりにくい学校風土の実現や児童生

徒の悩みに丁寧に対応するためにも、地域や家庭と連携することが重要である。

【具体的な取組例】

- ① 開かれた学校づくりを推進し、日頃から学校の教育活動や児童生徒の状況をウェブサイトや学校だより等で発信し、保護者や地域社会からの理解や協力が得られるよう努める。
- ② いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応すること。また、いじめの問題に関し、学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設けたり、講師を招いて研修会を開催したりするなど、地域全体でいじめを許さない雰囲気を醸成していく。さらに、PTA会員との連絡協議会の場の確保により、家庭との連携を積極的に図る。
- ③ 保護者や地域の学校教育ボランティアによる「読み聞かせ」「料理教室」等、児 童生徒の人間関係を支える活動を推進する。
- ④ 児童生徒の成長や人間関係づくりをテーマとする地域への情報提供や話し合い、 児童会、生徒会役員と地域の方々との交流や懇談など、地域連携の推進に積極的に 取り組む。
- ⑤ 「地域の子どもは地域で守り育てる」という理念が保護者や地域社会に浸透し、 児童生徒が地域の行事や活動に参加して、人間関係を豊かにできる環境の整備を進 める。

7 いじめの防止等のために家庭や地域での取組

「いじめ防止対策推進法」

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめの問題の未然防止・早期発見・早期解決には家庭の力は欠かせないものである。 また、近年、陰湿化、巧妙化、潜在化する傾向にあるいじめの早期発見には、学校や 家庭だけでなく、地域の見守りも今後ますます重要になると考えられる。

そこで、次のような取組が推進されるよう、家庭や地域に対する広報・啓発に努める。

(1) 家庭での取組

- ① 子どもの話に耳を傾け、「認める」、「ほめる」、「しかる」ことを通して、子 どもに決まりを守るなどの「規範意識」を身につけさせるように努める。
- ② PTAで行う家庭教育学級等に参加しながら、家庭教育の重要性についての理解 を深める。

- ③ 子どものささいな変化を見逃さず、困ったり、悩んだりしている様子があれば、 子どもの話に真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。その際、事 実関係を冷静に判断し、必要がある場合、学校や専門機関に相談する。
- ④ 子どものスマートフォンや携帯電話、パソコン等の使用については、保護者の監督の下、家庭での約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、または、誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどの確認を定期的に行う。
- ⑤ 子どもがいじめを受けた場合、その身体の安全を確保するとともに、学校と協力 していじめの解消を図る。
- ⑥ 子どもがいじめをした場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ相 談する。
- ⑦ 子どもを通して、いじめの情報を把握した場合(疑いがある場合も含む)、子どものいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

(2) 地域での取組

【具体的な取組例】

- ① 地域と学校が互いに情報を共有したり、それぞれの活動に参加、協力したりする ことを通して、常に連携を図るように努める。
- ② 地域は、児童生徒の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるため、地域の行事や体験活動への参加を促すなど、様々な交流を通して、児童生徒同士、又は児童生徒と地域住民との心の結びつきを深める環境づくりを推進する。
- ③ 地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合には、当該児童生徒に声かけ等を行い、学校や教育委員会へ連絡することに努める。
- ④ 民生委員・児童委員、青少年補導員等は、地域においていじめの発見に積極的に 取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合には、学校や教育委員会 へ連絡、相談する。

8 重大事態への対処

※ 重大事態とは(再掲)

「いじめ防止対策推進法」

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確に

するための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大 事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒 に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

【例】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義(「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」: 文部科学省)を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 学校の設置者(鳴門市教育委員会)又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の報告

学校は重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会を通じてこれを市長へ報告する。

イ 重大事態の調査の主体と組織

重大事態の調査は、学校の設置者が主体となって行う場合と、学校が主体となって行う場合が考えられるが、「いじめ防止等のための対策の内容に関する事項」 (文部科学省)によると、「学校の設置者は、重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。」と示されている。

このことから、本市においては、対象事案に応じて次の区分に基づき、市教育委員会が、調査主体者を判断する。なお、学校が主体となって調査を行う場合でも、市教育委員会の「鳴門市いじめ問題等対策委員会」と連携した調査を実施する。

a 学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- O いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。
- O いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

[調査組織]

学校長は、学校に設置している「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして調査を実施する。

また、当該調査の公平性・中立性を確保することが求められることから、 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない 者(第三者)を委員にするなどの配慮をすることが重要である。なお、調査 等の実施に当たっては、市教育委員会の「鳴門市いじめ問題等対策委員会」 と連携して調査等を行う。

専門家等は、学校独自で加えることが困難であると考えられることから、 市教育委員会の「鳴門市いじめ問題等対策委員会」から派遣する。

b 市教育委員会が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを 踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防 止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学 校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

[調査組織]

市教育委員会に設置している「鳴門市いじめ問題等対策委員会」により調査する。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

法第28条によれば、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」と規定されている。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃からか)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にする。

- a いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合
 - いじめられた児童生徒から十分に聴き取りを行うとともに、在籍児童生徒 や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた 児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先する。
 - O 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、 いじめ行為を止める。
 - O いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - O これらの調査を行うに当たっては、「学校における『いじめの防止』、『早期発見』、『いじめに対する措置』のポイント」(文部科学省)を参考にする。
- b いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査の方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

[自殺の背景調査における留意事項]

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条 第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の 事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(改訂版) (平成26年7月文部科学省·児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴き取るとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを 踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する指針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者(第三者)について、参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実 の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援 助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、報道対応担当者を決め、正確で誠意のある一貫した対応を行う。事案発生(認知)直後、十分な情報が得られていない段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺の連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

エ その他の留意事項

「いじめ防止対策推進法」

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。 3~6 (略)

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第28条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うものとする。

ただし、法第23条第2項による調査にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。また、事案の重大性を踏まえ、市教育委員会の積極的な支援が必要となる場合がある。

例えば、特に市教育委員会においては、義務教育段階の児童生徒に関して、出席 停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就 学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流されたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、精神科医や心理、福祉の専門家による十分なフォローにより、被害児童生徒や加害児童生徒、双方の保護者の間に遺恨を残したり、不利益が生じたりしないよう配慮する必要がある。

② 調査の結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供(法第28条第2項) 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して事実 関係等その他の必要な情報を提供することを踏まえ、調査により明らかになった 事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校 がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対 して説明する。この情報提供については、適時・適切な方法で、経過報告である ことが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒の プライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供す る。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならな い。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援について適切に対応する。

イ 調査結果の報告

調査結果は、市長に報告する。報告の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒 又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の 所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

(3)調査の結果報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

「いじめ防止対策推進法」 (公立の学校に係る対処)

第30条

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態 への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認め るときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定 による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会 に報告しなければならない。

学校又は市教育委員会の「鳴門市いじめ問題等対策委員会」が行った調査の結果を 受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の 発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査 の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うことができる。

この再調査に当たっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識や経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)により行い当該再調査の公平性・中立性を図るように努めるものとする。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。市議会へ報告する内容 については、個人のプライバシーに対して配慮し行う。

9 その他の留意事項

市は、市基本方針の策定から3年の経過を目途として、本市の状況や国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の変更等を勘案して、本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、各学校の「学校いじめ防止基本方針」の見直しや、各学校で定めたいじめ防止への取組が計画通りに進んでいるかのチェックやいじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルによる検証を行う。

平成30年2月 改定